



最終処分場建設候補地の 応募を受け付けます

建設候補地は市が立地に適した場所から選出するほか、市民からの応募や情報提供も受け付けます。候補地の選定は、環境・防災などの法規制を考慮して行います。応募できるのは土地所有者（個人・法人）か応募地の自治会長、情報提供できるのは市内在住・在勤・在学の人です。

応募条件 Ⅱ市内の合計面積1畝以上の土地で、最終処分場建設用地

として6畝以上の事業用地を確保できる見込みがあること

申込書の配布 Ⅱ市役所清掃施設整備室、各支所・市民サービスセンター・コミュニティセンターで。本市ホームページからダウンロードもできます

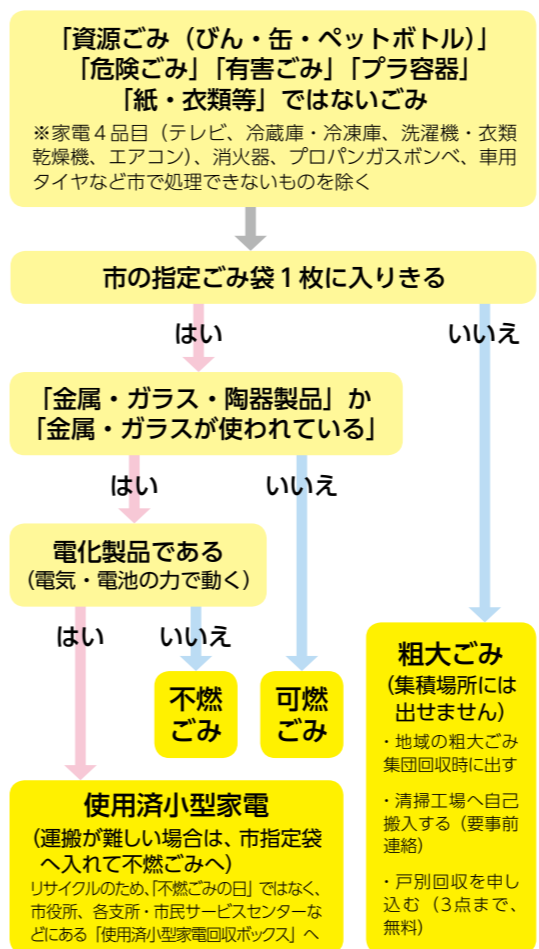
申 12月1日(金)～来年3月20日(火)に申込書に記入し、市役所清掃施設整備室へ直接

ごみ減量で最終処分場の延命化 そのためには分別が大切です

本市では家庭から出るごみを可燃ごみや不燃ごみ、資源ごみ、危険ごみ、有害ごみ、プラスチック類などに分別。また、使用済小型家電と廃食用油については市役所や支所、市民サービスセンターなどで回収しています。可燃ごみと不燃ごみで出された物以外は、一部を除き資源としてリサイクル。可燃ごみは燃やした後、不燃ごみは破碎処理して資源を回収した後に、最終処分場に埋め立て

います。しっかりと分別し可燃ごみ・不燃ごみが減れば、その分資源として有効活用され、最終処分場も長く使用できます。

●ごみを見分ける分別チャート
左図チャートを使って、ごみの排出方法を見分けてください。粗大ごみの処理は、通常よりも多くの処理経費がかかるため、市指定袋に入るごみは、粗大ごみとして出さないようにしてください。



人権への理解を深めよう

一人一人が自分らしく生きるために

12月4日(月)から10日(日)までは人権週間です。人権は日常の思いやりによって守られるもの。互いの人権を尊重し、差別や虐待のない社会を築きましょう。

生活課 ☎027・898・6236

市内では、23人の人権擁護委員が活動。人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けるなどの活動を行っています。困ったときは人権擁護委員へ相談をしてください。

人権擁護委員(敬称略) Ⅱ戸所仁治、岡田正子、中村明子、星野保

貞、北爪玲子、木村桂子、木村たか子、中村正夫、大崎茂樹、鈴木正明、田村千代子、角井静子、永見信國、田子智代、吉原一郎、河村史明、松嶋克典、石田法子、高坂哲也、小淵喜代治、鈴木浩文、金井君子、吉田幸男

●特設人権相談所

いじめや体罰、部落差別、女性差別、家庭内の問題、近隣間のもめ事などの相談ができます。当日会場へ直接お越しください。

日時 12月8日(金)午後1時～4時

会場 Ⅱ前橋プラザ元気21内5階学習室、大胡支所、宮城・富士見公民館

●フェスで人権考えよう

群馬会館(大手町二丁目)で「人権啓発フェスティバルinぐんま」を開催。人権をテーマとした映画の上映やあかぎ団による人権演劇の上演、障害者施設作品の展示を行います。

日時 12月17日(日)午後1時～5時

対象 Ⅱ一般、先着400人

申 12月15日(金)までに県人権男女・多文化共生課 ☎027・226・2906へ

消費者の豆知識

架空請求のハガキ

事例 民事訴訟管理センターから「総合消費料金に関する訴訟最終告知」と書かれたハガキが届きました。「契約会社から訴状が出された。連絡がない場合は給料、財産を差し押さえる」とあります。具体的な商品や金額については書かれておらず、何の請求か分かりませんが、未払いにした覚えはありません。訴えられてしまうのでしょうか。

回答 これは架空請求のハガキです。訴えられることはありません。〇〇省管轄支局などと名乗り勘違いさせる事例もありますが、公的な窓口ではありません。差し迫った期日を裁判取り下げ最終期限として、慌てて連絡させるようにしてはいけません。絶対に連絡してはいけません。

消費生活センター
☎027・230・1755



悩んだ時には私たちに相談を

学校での悩みや女性の人権、生活での悩み事など、幅広い相談を受けています。話を聞くときに心掛けているのは、傾聴の姿勢。相談した後に穏やかな気持ちになれるよう、相手の気持ちに寄り添って話を聴きます。悩み事は誰かに話を聞いてもらうだけでも、気持ちがすっと楽になることもあります。普段から悩んでいることや身の回りに相談しにくいことなど、気軽に相談してください。

人権擁護委員
星野 保貞さん 木村 桂子さん